

# 業務委託特記仕様書

## 第1条（現場責任者）

受注者は、現場責任者を定め、契約後7日以内（7日以内に現場作業を開始する場合は、作業開始の前日まで）に現場責任者の氏名、その他必要事項を記した書面（現場責任者届）をもって、発注者に通知しなければならない。現場責任者を変更した際も同様とする。

2 受注者は、現場責任者と請負者との直接的な雇用関係が確認できるもの（健康保険証の写し等）を監督員に提出しなければならない。

(1) 取得資格等の欄には、建設業法第7条第2号イ、ロ、ハ及び第15条第2号イ、ロ、ハのうち該当するものを記入すること。

(2) 資格が、建設業法第7条第2号ハ及び第15条第2号イ、ハに該当するものは技術者取得資格証明書の写しを、建設業法第7条2号イ、ロ及び第15条第2号ロに該当するものは実務経験証明書を添付すること。

## 第2条（土木工事共通仕様書の適用）

本業務の施工にあたっては、「徳島県土木工事共通仕様書 平成28年7月」に基づき実施しなければならない。ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改訂された最新のものとする。なお、業務途中で改訂された場合は、この限りでない。

## 第3条（交通誘導警備員等）

本業務においては、交通整理の必要日数として、3日を見込んでいる。配置人員として、交通誘導警備員Bを合計6名（交替要員〔無し〕）見込んでいるが、警察等との協議により変更が生じた場合は別途協議するものとする。

2 受注者は、交通誘導警備員を配置する場合は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料（勤務伝票の写し）とともに、1ヶ月ごとに監督員に1部提出するものとする。

## 第4条（工程等）

業務実施は、監督員の指示により決定する。

なお、摩耗状況、地元要望等により、上記以外に作業を指示する場合がある。

## 第5条（施工管理等）

作業状況写真は、同一箇所で行う施工前・施工状況・施工後を対比させて添付すること。

2 各回完了時には、監督員の立会を受けること。

## 第6条（事故報告書）

受注者は、業務の履行中に事故が発生した場合には、被害者の救助を優先するとともに、二次災害を防止するための必要な措置を講じ、監督員及び関係機関に直ちに通報し、監督員が指示する様式（事故報告書）で指示する期日までに、提出しなければならない。

2 受注者は、休日又は夜間に作業を行う場合は、事故等発生時連絡者届出書（様式-1）を作業を行う前日までに監督員に提出しなければならない。

## 第7条（修繕箇所調査）

修繕箇所調査の必要日数として、1日を見込んでいる。調査人員として特殊作業員を合計1名、軽作業員を合計1名見込んでいるが、変更が生じた場合は別途協議するものとする。

なお、現地調査を行う場合は、調査実績表を作成し、調査実績が確認できる資料を作成すること。

#### **第8条（委託の検査）**

受注者は、業務を完了したときは、業務完了報告書に業務の内容に応じて次の関係書類を添えて発注者に提出するものとする。

なお、業務の完了を監督員が確認するまで、業務完了報告書を提出することができない。

- (1) 工程表
- (2) 出来高数量表
- (3) 出来高数量内訳及び数量根拠資料（図面，数量計算書等）
- (4) 交通誘導警備員勤務実績報告書及び警備報告書(写)
- (5) 各種申請書・許可証，契約書（写）
- (6) 打合せ簿
- (7) 作業記録
- (8) 記録写真
- (9) 安全訓練等の記録
- (10) その他監督員が必要と認めた書類

徳島県南部総合県民局長 殿

受注者 住所  
氏名

印

## 現場責任者届

業務名 \_\_\_\_\_

上記業務の現場責任者を次の者に決めましたので、お届けします。

氏名(生年月日)	( . . 生)	現場責任者の 顔写真を貼付
取得資格等 (取得資格があれば)		

- ※1 現場責任者と請負者との直接的な雇用関係が確認できるもの(健康保険証の写し等)を添付すること。  
<直接的な雇用関係>現場責任者と所属建設業者との間に雇用に関する一定の権利義務関係が存在することであり、在籍出向者や派遣社員は含めない。
- ※2 取得資格等がある場合は、以下の(1)、(2)について記入及び添付をすること。
- (1) 取得資格等の欄には、建設業法第7条第2号イ、ロ、ハ及び第15条第2号イ、ロ、ハのうち該当するものを記入すること。
- (2) 資格が、建設業法第7条第2号ハ及び第15条第2号イ、ハに該当するものは技術者取得資格証明書の写しを、建設業法第7条2号イ、ロ及び第15条第2号ロに該当するものは実務経験証明書を添付すること。

(様式 - 1)

# 事故等発生時連絡者届出書

令和 年 月 日

南部総合県民局長 殿

代表者 住 所  
商号又は名称  
代 表 者

印

- 1 工事(業務)名等 R4波土 ○○○○○業務  
2 路線名等 ○○○○線  
3 工事(業務)箇所 ○○郡○○町○○

上記工事の休日・夜間等における事故発生時の連絡者について、次のとおり届け出します。

なお、連絡者に変更が生じた場合には、遅滞なく届け出します。

	連絡する者の所属・役職	連絡する者の名前	電話番号
1			
2			
3			

※3名まで届け出可

## < 遵守事項 >

- ① 公用携帯電話への発信は、県の休日・時間外に不測の事態が現場で発生した時に限ること。
- ② 届け出た3人以外には、公用携帯電話の番号を知らせないこと。
- ③ 携帯電話等へ登録した公用携帯電話の番号は、工事又は業務が完了次第(下請負者の主任技術者等にあつては、該当作業が完了次第)速やかに削除すること。